

「ビジネスと人権に関するベースラインスタディ（現状把握調査）」のキーワード表

【説明】

- このキーワード表は、2018 年 12 月 27 日に日本政府が公表した「[ビジネスと人権に関するベースラインスタディ報告書～ビジネスと人権に関する国別行動計画策定に向けて](#)」に含まれている「ベースラインスタディ（現状把握調査）」（同報告書 27～85 ページ、97～122 ページ）について、特定の具体的な 이슈 の記述に素早くアクセスできるよう構成したものです。
- この「ベースラインスタディ（現状把握調査）」は、ICAR とデンマーク人権研究所のツールキットに沿い、政府の法的その他の制度枠組みの現状（「Status and Gaps」のうち「Status」）が Q&A のかたちで説明されています。この表は、その「A」（回答）の部分に含まれるキーワードを抽出したものです。次の点に留意してください。
 - キーワードは必ずしも網羅的なものではなく、したがって詳細な検討のためには「報告書」全体の PDF からタームを検索するなどの対応が必要になる。いずれにしても、報告書自体を参照する必要がある。
 - キーワードはできる限り一般にイメージできるタームを選んだが、それらを包含するものとして法令名等を記した場合も少なくない。
 - 「A」（回答）において「存在しない」とされているケースや「Q」（設問）に十分に答えていないケースでも、「Q」（設問）の中からキーワードを抽出した場合がある（その場合、キーワードを細字にすることにより識別している）。
 - キーワードの抽出にあたっては、政府による記述の妥当性については考慮していない。
 - 「報告書」全体について検討するためには、「ベースラインスタディ（現状把握調査）」だけでなく、他の部分、とくに「**政府の取組（概要）**」とされている部分（12～26 ページ、94～96 ページ）を参照する必要がある。

【使用方法】

- ① 以下 1～2 ページの表を見て関心のあるキーワードを探し出します。
- ② キーワードの左側の「この資料のページ」に移動し、「通番」に該当する「Q」（設問）を参照します。
- ③ キーワードの右側の「政府文書ページ」に該当する「報告書」ページを見て「A」（回答）の記述を参照します。

※ 各「A」（設問）は国連「ビジネスと人権に関する指導原則」から導き出されています。「指導原則」については下記を参照してください。

<https://www.hurights.or.jp/japan/aside/ruggie-framework/>

(2019.01.06/ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム)

通番	この資料のページ	キーワード (太字は回答から/細字は設問から)	政府文書ページ
「国家の義務」関連			
* 1	3/12	国際人権条約、ILO 基本条約	27
* 2	3/12	世界人権宣言、SDGs	28
* 3	3/12	SDGs	28
* 4	3/12	OECD 多国籍企業行動基準、モントルー文書、児童の権利、児童の性的搾取、子どもの権利とビジネス原則、児童買春	29
* 5	3/12	日本国憲法	30
* 6	3/12	労働基準法等、男女雇用機会均等法	32
* 7	3/12	環境関連法	32
* 8	3/12	土地の権利	32
* 9	3/12	労働安全衛生法	33
* 10	3/12	善管注意義務	33
* 11	3/12	倫理的な企業行動	33
* 12	3/12	貿易や通商における人権の保護	33
* 13	3/12	環境配慮促進法、有価証券報告書、女性活躍推進法、コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コード、価値協創ガイダンス	34
* 14	3/12	政府調達、障害者優先調達推進法、グリーン購入法	35
* 15	3/12	不正競争防止法等	35
* 16	3/12	公益通報者保護法	36
* 17	4/12	放送法、個人情報保護法	36
* 18	4/12	採掘産業、アパレル産業	37
* 19	4/12	JICA 環境社会配慮ガイドライン、女性、子ども、少数民族、先住民族	37
* 20	4/12	警察	37
* 21	4/12	労働基準監督官	37
* 22	4/12	環境省	38
* 23	4/12	税務当局	38
* 24	4/12	在外公館	39
* 25	4/12	民事訴訟法、両罰規定	39
* 26	4/12	児童買春、児童ポルノ	40
* 27	4/12	親会社の注意義務	40
* 28	4/12	報告義務	40
* 29	4/12	OECD 多国籍企業行動指針、紛争鉱物	40
* 30	4/12	海外投資	41
* 31	5/12	自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、拷問等禁止条約、強制失踪条約、障害者権利条約、普遍的・定期的レビュー (UPR)	41
* 32	5/12	善管注意義務	44
* 33	5/12	労働基準法、男女雇用機会均等法、	44
* 34	5/12	水質汚濁防止法、大気汚染防止法、土壌汚染防止法、廃棄物処理法、化学物質審査規制法	45
* 35	5/12	土地の権利	45
* 36	5/12	労働安全衛生法	45
* 37	5/12	消費者基本法、消費者の権利、消費者契約法、消費者安全法、製造物責任法、消費者教育推進法等	46
* 38	5/12	公正採用選考、ホテル・飲食店・交通機関、住居賃貸契約等での差別、人権相談、障害者差別、合理的配慮、障害者雇用、バリアフリー、ユニバーサル社会、男女雇用機会均等、ヘイトスピーチ、部落差別	48
* 39	5/12	税務法規	50
* 40	5/12	貿易法規	50
* 41	5/12	情報セキュリティ、プライバシー	50
* 42	5/12	環境配慮促進法、有価証券報告書、女性活躍推進法、コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コード、価値協創ガイダンス	50
* 43	5/12	障害者優先調達推進法、グリーン購入法	52
* 44	5/12	不正競争防止法等	52
* 45	6/12	公益通報者保護法	52
* 46	6/12	両罰規定	53
* 47	6/12	損害賠償	53
* 48	6/12	児童買春、児童ポルノ	53
* 49	6/12	出会い系サイト、児童買春、児童ポルノ、有害情報フィルタリング、プロバイダ対応	54
* 50	6/12	児童労働、強制労働、風俗営業	54
* 51	6/12	児童の法定外時間労働	55
* 52	6/12	産後休業、育児・介護休業	55

* 53	6/12	アルコール、たばこ	55
* 54	6/12	女性・平和・安全保障に関する行動計画	56
* 55	6/12	採取産業透明性イニシアティブ (EITI)、アパレル	56
* 56	6/12	男女共同参画基本計画、子供の性被害防止プラン、人身取引、児童労働、障害者基本計画、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、性的指向・性自認、LGBT、人身取引、外国人労働者、技能実習生、人権啓発、消費者の権利、エシカル消費、消費者教育、障害者差別解消法、水産業、違法・無報告・無規制漁業、中小企業、女性活躍、アイヌ、人権教育・啓発	57
* 57	7/12	有価証券報告書、非財務報告	62
* 58	7/12	環境影響評価	63
* 59	7/12	技能実習制度、外国人技能実習機構	63
* 60	7/12	デュー・ディリジェンス	65
* 61	7/12	ジャパン SDGs アワード	65
* 62	7/12	国内人権機構	65
* 63	7/12	人権デュー・ディリジェンス	67
* 64	7/12	サプライチェーン・マネジメント	67
* 65	7/12	開発協力大綱、国際協力銀行 (JBIC) 環境社会配慮のためのガイドライン、日本貿易保険 (NEXI) 環境ガイドライン	67
* 66	7/12	JICA、JBIC、NEXI、非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS	68
* 67	7/12	労働基準監督官、居住支援協議会、高齢者、被災者、子育て世帯、外国人、公共サービス基本法	69
* 68	8/12	公共調達、障害者差別、合理的配慮	69
* 69	8/12	障害者優先調達、女性活躍優先調達、反社会的勢力、グリーン購入法	70
* 70	8/12	入札でのスクリーニング	71
* 71	8/12	調達企業のモニタリング	71
* 72	8/12	民間軍事会社、モントルー文書	71
* 73	8/12	公共調達、障害者への合理的配慮、JICA、開発被援助国の法令遵守	73
* 74	8/12	障害者優先調達、女性活躍優先調達、反社会的勢力、競争入札指名停止、グリーン購入法、JICA	73
* 75	8/12	女性活躍優先調達、障害者優先調達、総合評価落札方式	75
* 76	8/12	障害者への合理的配慮、開発被援助国の法令遵守、JICA	75
* 77	9/12	JICA、外部通報受付窓口	76
* 78	9/12	請負契約の監督官	76
* 79	9/12	公共調達	77
* 80	9/12	紛争地域	78
* 81	9/12	紛争地域、OECD ガイダンス、モントルー文書	78
* 82	9/12	紛争地域	79
* 83	9/12	紛争地域	79
* 84	9/12	紛争地域	79
* 85	9/12	国際刑事裁判所 (ICC) 協力法、日本企業連携窓口、JICA 環境社会配慮ガイドライン	79
* 86	9/12	領域管轄権	80
* 87	9/12	指導原則	80
* 88	9/12	JBIC、NEXI	81
* 89	10/12	政策の一貫性	82
* 90	10/12	財源等	82
* 91	10/12	ガイダンス	82
* 92	10/12	投資協定	83
* 93	10/12	EPA、TPP	83
* 94	10/12	環境・社会セーフガード	85

「救済へのアクセス」関連			
* 95	10/12	損害賠償責任、特定商取引法、不当景品類及び不当表示防止法、消費者安全法、製造物責任法等	97
* 96	10/12	製造物責任法等	98
* 97	10/12	人権擁護行政、人権擁護委員、特定商取引法、不当景品類及び不当表示防止法、適格消費者団体差止請求	99
* 98	10/12	所轄官庁	100
* 99	10/12	人権相談所	100
* 100	11/12	日本司法支辨センター (法テラス)、人権相談所、子どもの人権 110 番、障害者差別解消法、女性、障害者、児童、先住民族	100
* 101	11/12	民事訴訟法、損害賠償、両罰規定	102
* 102	11/12	民事訴訟法、消費者契約、日本司法支援センター (法テラス)、両罰規定	102
* 103	11/12	労働審判法	103
* 104	11/12	民事訴訟法	104
* 105	11/12	先住民族、外国人、女性、児童、消滅時効期間、両罰規定、先住民族、外国人、女性、児童	104
* 106	11/12	犯罪被害者向けパンフレット、共同訴訟、集団訴訟、日本司法支援センター (法テラス)、証拠へのアクセス、人権研修、特定適格消費者団体	105
* 107	11/12	日本司法支援センター (法テラス)、国家公務員倫理規程、女性、先住民族、児童	107
* 108	11/12	民事訴訟法、日本司法支援センター (法テラス)、女性、先住民族、児童	108
* 109	11/12	日本 NCP、裁判外紛争解決手続、共同訴訟、労働基準監督官、労働委員会、障害者差別解消法、技能実習法、外国人技能実習機構、公益通報者保護法、消費者安全法、国民生活センター、JICA 環境社会配慮ガイドライン、JBIC 環境ガイドライン	109
* 110	12/12	国内人権機構	111
* 111	12/12	日本 NCP、人権相談、労働基準監督官、労働委員会、障害者差別解消法、技能実習法、外国人技能実習機構、消費者ホットライン、JICA 環境社会配慮ガイドライン、不正腐敗情報窓口、JBIC 環境ガイドライン	112
* 112	12/12	日本 NCP、人権相談、労働基準監督官、労働委員会、障害者差別解消法、技能実習法、外国人技能実習機構、国民生活センター紛争解決委員会、JICA 環境社会配慮ガイドライン、JBIC 環境ガイドライン、女性、先住民族、児童	114
* 113	12/12	内部通報制度に関する民間事業者向けガイドライン	116
* 114	12/12	内部通報制度に関する民間事業者向けガイドライン	116
* 115	12/12	日本 NCP、人権相談、公益通報者保護法、消費生活相談員、国民生活センター	117
* 116	12/12	日本 NCP、人権相談、公益通報者保護法、消費生活相談員、国民生活センター	118
* 117	12/12	日本 NCP、人権相談、公益通報者保護法、消費生活相談員、国民生活センター	119
* 118	12/12	日本 NCP、人権相談、公益通報者保護法、消費生活相談員、国民生活センター	119
* 119	12/12	日本 NCP、人権相談、公益通報者保護法、消費生活相談員、国民生活センター	120
* 120	12/12	日本 NCP、人権相談、公益通報者保護法、消費生活相談員、国民生活センター	120
* 121	12/12	日本 NCP、人権相談、公益通報者保護法、消費生活相談員、国民生活センター	121

連番	設 問	キーワード (太字は回答から／細字は設問から)	政府 文書 ページ
* 1	指導原則 1－1 国際及び地域約束 (1) 我が国は、関連する国際約束を署名・締結しているか。	国際人権条約、ILO 基本条約	27
* 2	指導原則 1－2 国際及び地域レベルのソフトロー 我が国は関連する国際及び地域レベルのソフトローに署名しているか。	世界人権宣言、SDGs	28
* 3	指導原則 1－3 ビジネスと人権に関する指導原則 我が国は指導原則を支持する公式な声明を発出しているか。指導原則の実施を確実にするために関連する体制（実施措置の任務を担う機関の設置、内部資源）を整えているか。	SDGs	28
* 4	指導原則 1－4 その他の関連基準とイニシアティブ 我が国はビジネスと人権に関するその他のスタンダードやイニシアティブを支持又は参加しているか。	OECD 多国籍企業行動基準、モントルー文書、児童の権利、児童の性的搾取、子どもの権利とビジネス原則、児童買春	29
* 5	指導原則 1－5 国内法規制 (1) 政府の一般法は、どのように人権を保護する国家の義務を規定しているか。	日本国憲法	30
* 6	指導原則 1－5 (2) 労働法：我が国は、労働者の権利の保護と推進を確保する労働法規を制定しているか。	労働基準法等、男女雇用機会均等法	32
* 7	指導原則 1－5 (3) 環境法：我が国は、清浄な水、澄んだ空気、耕作可能な土地等、健康、健全な環境及び生活環境についての、市民の権利の保護と推進を確保する、環境法規を制定しているか。	環境関連法	32
* 8	指導原則 1－5 (4) 土地管理法：我が国は、慣習的な土地の権利の認知並びに環境社会影響評価及び関連する許認可慣行への人権への配慮の包含等、市民の権利の保護を確保する、土地管理法を制定しているか。	土地の権利	32
* 9	指導原則 1－5 (5) 安全衛生法：我が国は、労働者の身体面及び精神面の健康を確保する安全衛生法規を制定しているか。	労働安全衛生法	33
* 10	指導原則 1－5 (6) 会社法・証券法：我が国は、財務報告、登記、株式上場要件等、人権に係る企業の倫理的な行動や企業による人権の尊重を支持する企業株券法規を制定しているか。	善管注意義務	33
* 11	指導原則 1－5 (7) 税法：我が国は、倫理的な企業行動を確保するための税務法規を制定しているか。	倫理的な企業行動	33
* 12	指導原則 1－5 (8) 商取引法：我が国は、貿易や通商における人権の保護と推進を支援するような貿易や通商の法規を制定しているか。	貿易や通商における人権の保護	33
* 13	指導原則 1－5 (9) 開示・報告：我が国は、人権、労働者の権利、環境への影響、企業の社会的責任（CSR）その他 倫理的問題に関して、企業による開示と報告を促進する法規を制定しているか。	環境配慮促進法、有価証券報告書、女性活躍推進法、コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コード、価値協創ガイダンス	34
* 14	指導原則 1－5 (10) 調達法：我が国は、国家による民間セクターからの物品及び役務の調達において人権及び環境への配慮を取り入れることを支援するような法規を制定しているか。	政府調達、障害者優先調達推進法、グリーン購入法	35
* 15	指導原則 1－5 (11) 反贈収賄・反汚職法：我が国は、政府・民間セクターの贈収賄防止や汚職撲滅を推進する目的の法規を制定しているか。	不正競争防止法等	35
* 16	指導原則 1－5 (12) 人権擁護者・内部通報者を保護する法や規則：我が国は、人権擁護者及び／又は内部告発者の権利を保護する目的の法規を制定しているか。	公益通報者保護法	36

* 17	指導原則 1 - 5 (13) 情報通信技術 (ICT) 関連法: 我が国は、オンライン及びオフラインにおける、情報へのアクセス、表現の自由、プライバシーその他情報や通信に係る権利の保護を確保する法規を制定しているか。	放送法、個人情報保護法	36
* 18	指導原則 1 - 6 調査、懲罰及び是正措置 (1) セクターリスク・アセスメント: 我が国は、特に人権侵害リスクが大きい可能性のある採掘産業、アパレルその他のセクターを特定するアセスメントを実施あるいは支援しているか。	採掘産業、アパレル産業	37
* 19	指導原則 1 - 6 (2) 社会的弱者に対するアセスメント: 我が国は、女性、子ども、少数民族及び先住民族等特に脆弱な集団への影響を特定する活動の実施又は支援を行っているか。	JICA 環境社会配慮ガイドライン、女性、子ども、少数民族、先住民族	37
* 20	指導原則 1 - 6 (3) 警察: 警察当局には、ビジネスと人権関連の課題について、情報や研修が提供されているか。警察には、ビジネス関連の人権侵害に対処する法的権限が付与されているか。	警察	37
* 21	指導原則 1 - 6 (4) 労働、衛生、安全: 労働、衛生及び安全関連当局は、企業が労働、衛生及び安全に及ぼす潜在的又は実質的な影響を認識しているか。当該政府機関には、ビジネス関連の人権侵害に対処する法的権限が付与されているか。	労働基準監督官	37
* 22	指導原則 1 - 6 (5) 環境: 環境関連当局 (環境省等) には、ビジネスと人権関連の課題について、情報や研修が提供されているか。当該政府機関 (環境省) には、ビジネス関連の人権侵害に対処する法的権限が付与されているか。	環境省	38
* 23	指導原則 1 - 6 (6) 税務: 関連の税務当局 (地方公共団体を含む) には、ビジネスと人権及び地域の税法に関係する課題について、情報や研修が提供されているか。当該政府機関には、ビジネス関連の人権侵害に対処する法的権限が付与されているか。	税務当局	38
* 24	指導原則 2 - 1 治外法権の言及を含む本国の対策 (1) 関係機関、在外公館への周知: 我が国は、領域内及び／又は管轄内に所在する全ての企業が人権を尊重するという期待に関する明確な政策要綱を、(大使館や領事館を含む) 関連政府機関に十分に普及させているか。	在外公館	39
* 25	指導原則 2 - 1 (2) - (1) 刑事上・民事上の手続: 我が国は、不法行為の生じる場所にかかわらず、企業が所在する場所に基づく訴追や民事訴訟の提起が可能な、刑事又は民事責任制度を導入しているか。	民事訴訟法、両罰規定	39
* 26	指導原則 2 - 1 (2) - (2) 我が国は、領域外で行われた商業的な子どもの搾取に関連する違法行為に対して、管轄権を主張し得るか、また、主張し得るならば、いかなる状況においてか。	児童買春、児童ポルノ	40
* 27	指導原則 2 - 1 (3) 親会社の「注意義務»: 我が国は、子会社の活動場所にかかわらず、子会社が及ぼす人権への影響について親会社に対し「注意義務」を設けているか。	親会社の注意義務	40
* 28	指導原則 2 - 1 (4) 報告義務: 我が国は、人権や労働に関する事項を含む、企業が国外で行う事業について公に報告を行う義務を企業に課しているか。	報告義務	40
* 29	指導原則 2 - 1 (5) 我が国は、OECD 多国籍企業行動指針や責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス (紛争鉱物) などソフトロー文書に関し、支持及び参加しているか。	OECD 多国籍企業行動指針、紛争鉱物	40
* 30	指導原則 2 - 1 (6) 我が国は、人権の保護と促進を支持するパフォーマンス基準を有し、実施する海外投資を支援しているか。	海外投資	41

* 31	指導原則 2-2 国際機関又は地域機関による勧告の実行 我が国は、国連人権理事会や国連条約関連機関からの、自国の領域内又は管轄内に所在する企業による国外における人権侵害を防止するための措置に関し、勧告を受け、フォローアップを行っているか。	自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、拷問等禁止条約、強制失踪条約、障害者権利条約、普遍的・定期的レビュー（UPR）	41
* 32	指導原則 3-1 関連法規制の制定と実施 （1）会社法・証券法：我が国は、財務報告、会社定款、登記、取締役会、取締役、株式上場要件 等、倫理的な企業慣行や企業による人権の尊重を支持する会社法、証券法規を整備しているか。	善管注意義務	44
* 33	指導原則 3-1 （2）労働法：我が国は、企業による労働者の権利の尊重を確保する、労働法規を整備しているか。	労働基準法、男女雇用機会均等法、	44
* 34	指導原則 3-1 （3）環境法：我が国は、清浄な水、澄んだ空気、耕作可能な土地等、健康、健全な環境及び生活 環境についての、企業による市民の権利の尊重を確保する環境法規を整備しているか。	水質汚濁防止法、大気汚染防止法、土壌汚染防止法、廃棄物処理法、化学物質審査規制法	45
* 35	指導原則 3-1 （4）土地管理法：我が国は、慣習的な土地の権利の認知並びに環境社会影響評価及び関連する 許認可慣行への人権への配慮の包含等、企業による市民の権利の尊重を確保する、土地管理法を整備しているか。	土地の権利	45
* 36	指導原則 3-1 （5）安全衛生法：我が国は、企業による労働者の身体面及び精神面の健康の尊重を確保する、安全衛生法規を整備しているか。	労働安全衛生法	45
* 37	指導原則 3-1 （6）消費者法：我が国は、企業による人権の尊重の確保並びに購入製品及びサービスが及ぼす 人権への影響における消費者利益の推進に係る消費者法規を整備しているか。	消費者基本法、消費者の権利、消費者契約法、消費者安全法、製造物責任法、消費者教育推進法等	46
* 38	指導原則 3-1 （7）差別禁止法／差別解消法：我が国は、特定の人々や集団に対する差別的な取扱いを禁止する法規又は特定の人々や集団に対する差別を解消する法規を整備しているか。	公正採用選考、ホテル・飲食店・交通機関、住居賃貸契約等での差別、人権相談、障害者差別、合理的配慮、障害者雇用、バリアフリー、ユニバーサル社会、男女雇用機会均等、ヘイトスピーチ、部落差別	48
* 39	指導原則 3-1 （8）税法：我が国は、倫理的な企業慣行を確保する税務法規を整備しているか。	税務法規	50
* 40	指導原則 3-1 （9）貿易法：我が国は、貿易慣行における企業による人権の尊重を支持する貿易法規を整備しているか。	貿易法規	50
* 41	指導原則 3-1 （10）テクノロジー関連法（オンラインとオフライン双方）：我が国は、倫理的な企業慣行及び企業による人権の尊重を支持する情報セキュリティやプライバシーに関する法規を整備しているか。	情報セキュリティ、プライバシー	50
* 42	指導原則 3-1 （11）開示・報告：我が国は、人権、労働者の権利、環境への影響、企業の社会的責任（CSR）その他倫理的問題に関して、企業による開示と報告を促進する法規を整備しているか。仮に人権侵害があった場合、企業はそれを開示する義務があるか。	環境配慮促進法、有価証券報告書、女性活躍推進法、コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コード、価値協創ガイダンス	50
* 43	指導原則 3-1 （12）調達法：我が国は、国家による民間セクターからの物品及び役務の調達において人権及び環境への配慮の包含を支持する法規を整備しているか。	障害者優先調達推進法、グリーン購入法	52
* 44	指導原則 3-1 （13）贈収賄・汚職防止：我が国は、政府・民間セクターの贈収賄防止や汚職撲滅の推進を企業に対して義務付けている法規を整備しているか。	不正競争防止法等	52

* 45	指導原則 3-1 (14) 人権擁護者・内部告発者を保護する法：我が国は、人権擁護者及び／又は内部告発者の権利を尊重する目的の法規を整備しているか。	公益通報者保護法	52
* 46	指導原則 3-1 (15) 刑法：我が国は、人権関連の企業犯罪の調査、訴追及び適切な制裁を確保する刑事法規を整備しているか。	両罰規定	53
* 47	指導原則 3-1 (16) 民法：我が国は、ビジネス関連の人権侵害の調査、懲罰及び是正を確保する民事法規を整備しているか。	損害賠償	53
* 48	指導原則 3-1 (17) その他の法（児童）：児童ポルノの売買、制作及び所持に関連する活動に対する明確な刑事の禁止規定は存在するか。当該行動に対する刑事上、民事上又は行政上の責任は、企業を含む、法人に適用されるか。	児童買春、児童ポルノ、	53
* 49	指導原則 3-1 (18) その他の法（児童）：児童をオンライン上の搾取又はハラスメントから保護するために、刑法を含む、いかなる法的枠組み（国の定めている法令等）が存在するか。インターネット上の違法なコンテンツの報告及び削除のために、いかなる枠組みが利用可能か。児童のためのインターネット上の安全な環境は、どのように整備され、推進されるか。	出会い系サイト、児童買春、児童ポルノ、有害情報フィルタリング、プロバイダ対応	54
* 50	指導原則 3-1 (19) その他の法（児童）：児童労働、特に最悪の形態の労働について、明確に法的に禁止されているか。当該行動に対する刑事上、民事上又は行政上の責任は、企業を含む、法人に適用されるか。	児童労働、強制労働、風俗営業	54
* 51	指導原則 3-1 (20) その他の法（児童）：体罰を含む、あらゆる形態の暴力の使用の禁止を定めた、18 歳以下の合法的雇用に関する労働条件に関する明確な規則や基準があるか。当該行動に対する刑事上、民事上又は行政上の責任は、企業を含む、法人に適用されるか。	児童の法定外時間労働	55
* 52	指導原則 3-1 (21) その他の法（児童）：被雇用者、特に子育て中の者のニーズや権利は、労働時間や休憩時間、休暇の取得等の法規や政策において、どのように考慮されるか。	産後休業、育児・介護休業	55
* 53	指導原則 3-1 (22) その他の法（児童）：児童にとって不健康及び危険な商品及びサービス（アルコール、たばこ 及び不健康な食品や飲料等）のマーケティング及び広告の禁止又は規制の措置が採用されているか。	アルコール、たばこ	55
* 54	指導原則 3-2 関連政策 (1) 国別行動計画：我が国は、ビジネスと人権、企業の社会的責任(CSR)、開発、反差別、政府の透明性、女性の権利又は一般的な人権について国別行動計画(NAP)の作成を通じて、企業による人権の尊重を推進する政策を導入及び／又は実施しているか。	女性・平和・安全保障に関する行動計画	56
* 55	指導原則 3-2 (2) セクター別政策：我が国は、採掘、アパレル等、特に人権侵害が発生するリスクの高い産業に おける企業による人権の尊重を推進する具体的な政策を導入又は実施しているか。	採取産業透明性イニシアティブ (EITI)、アパレル	56
* 56	指導原則 3-2 (3) その他の政策：企業による人権の尊重を推進する目的で我が国が実施している又は実施しようとしているその他の政策の有無。	男女共同参画基本計画、子供の性被害防止プラン、人身取引、児童労働、障害者基本計画、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、性的指向・性自認、LGBT、人身取引、外国人労働者、技能実習生、人権啓発、消費者の権利、エシカル消費、消費者教育、障害者差別解消法、水産業、違法・無報告・無規制漁業、中小企業、女性活躍、アイヌ、人権教育・啓発	57

* 57	指導原則 3-3 企業報告と公衆周知 (1) 企業報告：企業の財務報告及び非財務報告は日本政府により義務付けられているか。法は、人権への影響が報告を行う企業の経済パフォーマンスにとって「重大」であることを明示しているか。	有価証券報告書、非財務報告	62
* 58	指導原則 3-3 (2) パブリックコンサルテーション、情報公開など：地域社会に影響を及ぼすような大掛かりなプロジェクトの前後及び最中において、企業がパブリックコンサルテーションを設けることを義務付ける法的要件は存在するか。影響を受ける地域社会の任意、事前かつ十分な情報に基づく同意 (FPIC) に係る要件は存在するか。企業による環境社会影響評価の一般開示は義務であるか。	環境影響評価	63
* 59	指導原則 3-4 ガイダンスとインセンティブ (1) 産業セクター、人権課題、企業規模別ガイダンス：我が国は、特に人権に関する課題（労働条件、差別等）について多国籍企業や中小企業を含む法人、異なる産業セクター（採掘等の高リスク・セクター）に適切なガイダンス又は指導を提供しているか。	技能実習制度、外国人技能実習機構	63
* 60	指導原則 3-4 (2) ガイダンス：我が国は、期待される人権成果、関連する国内法規に関する情報並びに最良の慣行及びデュー・ディリジェンス手法事例の指標を策定しているか。	デュー・ディリジェンス	65
* 61	指導原則 3-4 (3) インセンティブ：我が国は、企業の人権に関する政策や実践による自発的自己報告の優遇措置等、企業による人権の尊重に対してインセンティブを提供しているか。	ジャパン SDGs アワード	65
* 62	指導原則 3-5 国内人権機構 我が国は、国内人権機構を設置しているか。設置している場合、国内人権機構設置の手順はどうであったか、また、国内人権機構について政府はどのように支援を行っているか。	国内人権機構	65
* 63	指導原則 4-1 国有ないし国営企業 (1) 人権デュー・ディリジェンス要件：国有ないし国営企業において、我が国はどのような人権デュー・ディリジェンスを義務付けているのか。関連府省庁は実効的な人権デュー・ディリジェンスの実施をどのように確保するのか。当該府省庁は当該企業に対してどのような類型の精査や監督を実施するか（関連の政府機関に提出する経営報告に、人権パフォーマンスの情報を包含しているか等）。	人権デュー・ディリジェンス	67
* 64	指導原則 4-1 (2) サプライチェーン・マネジメント要件：国有ないし国営企業において、我が国はどのようなサプライチェーン・マネジメントを義務付けているのか。関連府省庁は実効的なサプライチェーン・マネジメントの実施をどのように確保するのか。当該府省庁は当該企業に対してどのような類型の精査や監督を実施するか（関連の政府機関に提出する経営報告にサプライチェーンの情報を包含しているか等）。	サプライチェーン・マネジメント	67
* 65	指導原則 4-2 公的機関 (1) 人権への配慮：我が国は、輸出信用機関、公的金融機関、公的年金基金、政府投資保険、保証機関、開発協力機関、開発金融機関等の公的機関に対し、人権への配慮を取り入れることを義務付けているか。	開発協力大綱、国際協力銀行 (JBIC) 環境社会配慮のためのガイドライン、日本貿易保険 (NEXI) 環境ガイドライン	67
* 66	指導原則 4-2 (2) 人権デュー・ディリジェンス要件：我が国から支援を受ける企業において、どのような類型の人権デュー・ディリジェンス措置が義務付けられているか。関連省庁は、実効的なデュー・ディリジェンスの実施をどのように確保するのか。当該省庁が当該企業に対してどのような類型の精査や監督を実施するか。	JICA、JBIC、NEXI、非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS	68
* 67	指導原則 5-1 公共サービスの提供 (1) - (1) 法律又は契約上の保護：我が国は、中央政府又は地方自治体によるサービスの民営化、例えば、健康、教育、介護、住宅などのサービスの民営化において、法律又は契約による人権の保護を規定しているか。当該保護には、公共サービス提供の民営化計画における潜在的な影響に関する政府による人権影響評価が、当該	労働基準監督官、居住支援協議会、高齢者、被災者、子育て世帯、外国人、公共サービス基本法	69

	サービス提供前に含まれているか。		
* 68	指導原則 5 – 1 (1) – (2) 公共調達契約においては、企業によるサービスの提供における人権の尊重、人権基準の遵守という政府の要請を明示しているか。	公共調達、障害者差別、合理的配慮	69
* 69	指導原則 5 – 1 (2) 意識の向上：我が国は、政府と契約を締結している企業に対し、人権・環境に係る意識の向上と人権の尊重を推進するために措置を講じているか。	障害者優先調達、女性活躍優先調達、反社会的勢力、グリーン購入法	70
* 70	指導原則 5 – 1 (3) スクリーニング：我が国は、企業による人権の尊重の推進のためにどのようなスクリーニング・プロセスを策定しているか。我が国は、人権の尊重を実践する企業に対し、優遇措置を付与する選択的プロセスに関与しているか。我が国は、人権の尊重の実践に乏しい企業（劣悪又は危険な労働環境、介護中等の従業員を酷使、虐待等）を入札プロセスから除外しているか。	入札でのスクリーニング	71
* 71	指導原則 5 – 1 (4) モニタリング：関係する政府機関は、政府に代わってサービスを提供する企業の活動を実効的にモニタリングしているか。我が国は、民間業者の活動をモニタリング及び説明責任のための独立した仕組みを設置しているか。我が国は健康や安全に関するリスクの高いサービス提供に対して特別な監督を行っているか。	調達企業のモニタリング	71
* 72	指導原則 5 – 1 (5) その他の措置：我が国は、モントルー文書の参加国か。文書で定められたコミットメントについて、国内法でどのように実現しているか。我が国は、民間軍事会社のための国際行動規範の参加国か。行動規範で定められたコミットメントについて、公共の安全の規定を含む国内法でどのように実現しているか。我が国は、安全と人権に関する自主原則の参加国か。原則で定められたコミットメントについて、公共の安全の規定を含む国内法でどのように実現しているか。我が国は、民間企業による公共サービスの提供が人権に負の影響を及ぼさないことを確実にするその他の措置を講じているか。	民間軍事会社、モントルー文書	71
* 73	指導原則 6 – 1 公共調達 (1) 調達要件とリスクの立案：政府機関は、受託者が特定の人権を遵守すること及び契約上の義務として特定の人権侵害から保護することを定めているか。	公共調達、障害者への合理的配慮、JICA、開発被援助国の法令遵守	73
* 74	指導原則 6 – 1 (2) 審査や選定：政府機関は、価格や能力以外に、誠実性や企業倫理及び労働者や地域社会の安全や健康を保護する国内法の遵守に、潜在的な受託者の責任ある行動を評価しているか。政府機関は、差別を受ける集団（人種的少数者等）や特定の人権目標達成（男女共同参画等）に努める企業への優遇措置の適用等、選択的又は標的型の公共調達に取り組んでいるか。政府機関は、受託者が、生産や供給の具体的な所在地を含む、下請業者について熟知し、また、下請業者がコンプライアンスを遵守する経営システムを有することを確保することを義務付けているか。政府機関は、リスクの高い国での商取引又は人権に関し不適当な記録を有する企業を公共調達から排除しているか。	障害者優先調達、女性活躍優先調達、反社会的勢力、競争入札指名停止、グリーン購入法、JICA	73
* 75	指導原則 6 – 1 (3) 授与段階：政府機関は、人権基準を含む、最も経済的に有利な入札となる基準と副基準を設けているか。政府機関は、人権基準や政策が特定の契約に対する授与の基準の一部を形成する目的でどのように使用されるかについて、明確化する措置を講じているか。政府機関は、受託者に対して、特定の下請業者や工場又は供給される場所の所在地を含む、サプライチェーンの情報を公開することを義務付けているか。政府機関は、授与段階において、受託者の保証及び必要なコンプライアンス計画の作成を確認しているか。	女性活躍優先調達、障害者優先調達、総合評価落札方式	75
* 76	指導原則 6 – 1 (4) 契約条件：政府機関は、調達物品と役務にとって重大な人権	障害者への合理的配慮、開発被援助国の法令遵守、JICA	75

	要件が、契約履行条項の一部を構成することを確保する措置を講じているか。政府機関は、コンプライアンス義務を契約条件に盛り込んでいるか。政府機関は、損害や人権侵害のリスクを検出する際、生産や調達が行われる政府の国内法を遵守する義務を、契約担当官が契約に盛り込むことを認めているか。		
* 77	指導原則 6 – 1 (5) モニタリング：政府機関は、受託者がパフォーマンスとコンプライアンス義務の充足と、人権への負の影響の回避を確実にするため、受託者を監査及びモニタリングする情報システムを構築しているか。当該システムは労働者からの苦情に対処しているか。また、国家から独立した、しかしながら政府に対して説明責任を負う機関であるか。	JICA、外部通報受付窓口	76
* 78	指導原則 6 – 1 (6) 契約条件と是正措置の実施：政府機関は、契約条件の実施に専従する職員を配置し、当該職員に詳細な方針を提供しているか。政府機関は、受託者が人権侵害を犯した際の経済的その他の救済措置等、人権への負の影響を改善する手続を策定しているか。当該手続は、単に契約関係を終了させるのではなく、受託者の人権パフォーマンスを改善するような、受託者の行動の変化を促すものか。政府機関は、抗弁のみならずコンプライアンス基準の違反に係る救済措置としてもデュー・ディリジェンスを用いるか。	請負契約の監督官	76
* 79	原則 6 – 1 (7) その他の措置：政府機関は、公共調達が人権保護に適合することを確実にするその他の措置を講じているか。	公共調達	77
* 80	指導原則 7 – 1 ガイダンス 我が国は、紛争影響下にある地域で活動する企業に対して、企業がデュー・ディリジェンスのプロセスについて認識し、特別な注意を払うべき、具体的な人権問題について、ガイダンスを提供しているか。	紛争地域	78
* 81	指導原則 7 – 2 国際的な枠組とイニシアティブ 我が国は、紛争影響下にある地域において民間セクターの役割に関する国際的な枠組みとイニシアティブを公式に支援又は実施しているか。もしくは、イニシアティブへの参加又は促進を行っているか。	紛争地域、OECD ガイダンス、モントルー文書	78
* 82	指導原則 7 – 3 補助的措置 (1) 調査措置：我が国は、紛争影響下にある地域における企業活動を調査する手続を策定しているか。	紛争地域	79
* 83	指導原則 7 – 3 (2) フォローアップ：我が国は、上記 (1) の調査手続にて明らかになる問題に係るフォローアップについての手続を設けているか。	紛争地域	79
* 84	指導原則 7 – 4 著しい人権侵害 (1) 早期警告手続：我が国は、紛争影響下にある地域における著しい人権侵害に関与するという高リスクについて企業に警告を発する手続を有するか。	紛争地域	79
* 85	指導原則 7 – 4 (2) 連携：著しい人権侵害に関与するリスクに対処するため、我が国は、大使館、我が方の開発協力機関、外務省等と受入国の関係諸機関との緊密な連携を促進するという目標に努力する取組をしているか。	国際刑事裁判所 (ICC) 協力法、日本企業連携窓口、JICA 環境社会配慮ガイドライン	79
* 86	指導原則 7 – 4 (3) 民事又は刑事責任：我が国は、指導原則及び国際人権法にて認められる領域管轄権の外における人権侵害を含む、著しい人権侵害に寄与する領域及び管轄内に所在又は業務を行う企業に対して、民事責任又は刑事責任を導入しているか。	領域管轄権	80
* 87	指導原則 7 – 4 (4) 多数国間アプローチ：日本政府は、企業による著しい人権侵害行為の予防や対処を行うための多数国間アプローチに関与しているか。	指導原則	80
* 88	指導原則 7 – 5 輸出信用機関および保険機関の役割 我が国は、輸出信用機関及び保険機関が人権への負の影響や人権侵害を助長したり、それらから金銭的利益を得たりすることがないこ	JBIC、NEXI	81

	とを確実にする特別な措置を講じているか。資金提供や投資手続において人権への影響に関して当該機関が考慮することを定める規則やインセンティブが存在するか。		
* 89	指導原則 8 - 1 政策の一貫性 (1) 役割と責任：我が国は、各府省庁間で、ビジネスと人権に関連する問題を調整する上で、責任の明確な分配を行っているか。	政策の一貫性	82
* 90	指導原則 8 - 1 (2) 資源：我が国は、ビジネスと人権の分野に関わる関係府省庁に対し、当該組織が責任や専門による個別の領域における人権を保護するという政府の義務の貢献に積極的に取り組むための、十分な財源と政治的な後ろ盾を与えているか。	財源等	82
* 91	指導原則 8 - 1 (3) ガイダンス：我が国は、ビジネスの役割に関連する人権を促進し保護するにあたって、異なる省庁の役割を明確にするのに役立つガイダンス資料の作成や研修を実施しているか。当該ガイダンスは、人権の保護が国際的なコミットメント（国連、OECD におけるコミットメント等）とどのように関連しているかの情報を含んでいるか。当該ガイダンスは、国際機関（WTO、世界銀行、アジア開発銀行等）の役割を強調するような、貿易における人権保護に関連する情報を提供しているか。当該ガイダンスは、省庁や機関を横断する役割と責任について情報を提供しているか。	ガイダンス	82
* 92	指導原則 9 - 1 多国間及び二国間投資協定と紛争仲裁 我が国は国際投資協定、二国間投資協定に特定の人権条項を取り入れることの推進に取り組んでいるか。環境、労働権、社会権などの社会課題を取り入れることの推進に取り組んでいるか。安定条項 (stabilization clause) が受入国の人権義務を果たす能力を制限することがないことを確保するために措置を講じているか。	投資協定	83
* 93	指導原則 9 - 2 政府協定 我が国は、二国間経済連携協定に特定の人権条項を取り入れることの推進に取り組んでいるか。環境、労働権、社会権などの社会課題を取り入れることの推進に取り組んでいるか。	EPA、TPP	83
* 94	指導原則 10 - 1 多国間制度への加盟 我が国は、国際的及び地域的な立場として、指導原則を含む、ビジネスと人権に関する枠組みを確実に支持するためにどのような手続や措置をとっているか。例えば、人権監督や交渉での立場を明文化する観点から、貿易や開発を担当する公務員に対しビジネスと人権の枠組みについて研修を実施しているか。我が国は、企業団体や労働組合と共同して、国際貿易及び国際金融機関、国連、地域的機関を含む、多数国間機関において我が国の人権保護義務や企業の人権尊重の責務を促進しているか。指導原則やより広いビジネスと人権のアジェンダに関する意識啓蒙を促進する措置をとっているか。	環境・社会セーフガード	85
* 95	指導原則 25 - 1 ビジネス関連の人権侵害に対する是正措置 (1) 罰金や公的資金獲得の制限など、民事責任、刑事責任、行政責任を追及する仕組みがあるか。	損害賠償責任、特定商取引法、不当景品類及び不当表示防止法、消費者安全法、製造物責任法等	97
* 96	指導原則 25 - 1 (2) ビジネス関連の人権侵害に対する損害賠償を請求する仕組みがあるか。	製造物責任法等	98
* 97	指導原則 25 - 1 (3) 罰金や公的資金獲得の制限など、民事責任、刑事責任、行政責任を追及する仕組みがあるか。	人権擁護行政、人権擁護委員、特定商取引法、不当景品類及び不当表示防止法、適格消費者団体差止請求	99
* 98	指導原則 25 - 2 国家内の役割と責任 我が国は、ビジネス関連の人権侵害の申立を調査する所轄官庁を定めているか。当該官庁は、個別の人権侵害に対して、関連する救済仕組みを適用する必要な知識を備えているか。	所轄官庁	100
* 99	指導原則 25 - 3 公共の情報共有と利用可能性 (1) 我が国は、人権侵害を救済する仕組みに対する市民の理解を促進するための取組を行っているか。我が国は、制度上の問題が発見された場合、苦情申立の結果やフォローアップ活動について周知	人権相談所	100

	しているか。		
* 100	指導原則 2 5 - 3 (2) 我が国は、(特に女性、障害者、児童及び先住民族等) 人権侵害による影響が見込まれる全ての利害関係者に救済する仕組みが利用可能であることを確実にしているか。これには、法的扶助や法律相談の提供、及び苦情処理の仕組みの利用可能性の拡充に取り組む国内人権機構、市民社会組織あるいは労働組合の支援等のサービスが含まれているか。	日本司法支援センター(法テラス)、人権相談所、子どもの人権 110 番、障害差別解消法、女性、障害者、児童、先住民族	100
* 101	指導原則 2 6 - 1 司法メカニズム (1) 国内裁判所は、日本国内において、企業(日本企業及び外資系企業) が関わった人権侵害について、その企業に対し、民事、刑事、行政上の責任について判断できるか。	民事訴訟法、損害賠償、両罰規定	102
* 102	指導原則 2 6 - 1 (2) 国内裁判所は、国外で日本企業が関わった人権侵害について、その企業に対し、民事、刑事、行政上の責任の有無を判断できるか。	民事訴訟法、消費者契約、日本司法支援センター(法テラス)、両罰規定	102
* 103	指導原則 2 6 - 1 (3) 国内の労働審判機関は企業の人権侵害に関し、企業の人権侵害を理由に労働審判等を申立てることができるか。	労働審判法	103
* 104	指導原則 2 6 - 1 (4) 未成年が関わる法的手続(民事及び刑事) において、未成年の身体的・精神的負担の軽減等、人権に配慮した措置をとっているか。	民事訴訟法	104
* 105	指導原則 2 6 - 2 司法救済へのアクセスにおける障壁 (1) 我が国は、正当な訴訟が裁判所へ提起されることを阻害するような法的障壁が排除されることを確実にする措置を講じているか。これには、①国内の刑事及び民事法の下、企業に責任を負わせることが可能であること、②先住民族、外国人、女性及び児童を含む社会の全ての構成員が訴訟を提起でき、かつ、全ての市民と同一の法的保護が与えられること、③指導原則や国際人権法によって認められるように、領域外の被害も裁判所にて対処が可能であることを確実にすること、④出訴期限、親会社の責任の基準等が、ビジネス関連の人権侵害の被害者が裁判所へアクセスする際に、障壁を生まないことを確実にすることが含まれる。	先住民族、外国人、女性、児童、消滅時効期間、両罰規定、先住民族、外国人、女性、児童	104
* 106	指導原則 2 6 - 2 (2) 我が国は、司法的救済(民事及び刑事) へのアクセスが手続的障壁によって阻害されないために措置を講じているか。これには、①経済的支援の確保、②法律事項に関する説明やガイダンスの提供、③共同訴訟や集団訴訟の機会の提供、④弁護士へのアクセス、⑤原告に対する報復行為の防止、⑥証拠へのアクセス、⑦検察官と判事に対する人権研修の提供が含まれる。	犯罪被害者向けパンフレット、共同訴訟、集団訴訟、日本司法支援センター(法テラス)、証拠へのアクセス、人権研修、特定適格消費者団体	105
* 107	指導原則 2 6 - 2 (3) 我が国は、司法的救済(民事及び刑事) へのアクセスが社会的障壁によって阻害されないために措置を講じているか。これには、①社会的弱者の集団(女性、先住民族、児童等) における意識向上、②児童やその代理人における児童に配慮した手続の利用可能性、③法的扶助やその他の支援、④司法救済制度に関わる国家公務員(裁判官、検事等) による汚職に対する政府の取組、⑤人権擁護者の保護が含まれる。	日本司法支援センター(法テラス)、国家公務員倫理規程、女性、先住民族、児童	107
* 108	指導原則 2 6 - 3 受入国で発生する侵害に係る救済 我が国は、受入国にて司法手続による人権保護を受けられなかった原告(先住民族、女性及び児童等社会的弱者の集団を含む) による救済へのアクセスを促進し、本国の裁判所へのアクセスを実現可能にする措置を講じているか。	民事訴訟法、日本司法支援センター(法テラス)、女性、先住民族、児童	108
* 109	指導原則 2 7 - 1 非司法メカニズムの種類 非司法的苦情処理の仕組み：我が国は、OECD「多国籍企業行動指針」に基づく国別窓口(NCP)、オンブズマン等、ビジネス関連の人権侵害に当たって、救済の確保を目的とした非司法的苦情処理の仕組みの支援及び／又は関与を行っているか。指導原則 3 1 で示された実効性の条件に合致するか。	日本 NCP、裁判外紛争解決手続、人権相談、労働基準監督官、労働委員会、障害者差別解消法、技能実習法、外国人技能実習機構、公益通報者保護法、消費者安全法、国民生活センター、JICA 環境社会配慮ガイドライン、JBIC 環境ガイドライ	109

		ン	
* 110	指導原則 2 7 - 2 国内人権機構の役割 我が国は、企業による人権侵害に係る苦情の受領と処理を遂行できる権限を国内人権機構に付与しているか。	国内人権機構	111
* 111	指導原則 2 7 - 3 非司法の救済へのアクセスに係る障壁 (1) 我が国は、正当な事例が非司法的手続へ提起されることを阻害するような実際の又は手続的障壁が排除されることを確実にする措置を講じているか。これには、①経済的支援、②ガイダンスの提供、③当該仕組みに関する情報が、潜在的申立人に理解可能な言語で提供されることの確保、④地理的な問題や障壁（遠距離等）に無関係なアクセスの確保等の手続的障壁を排除する措置が含まれる。	日本 NCP、人権相談、労働基準監督官、労働委員会、障害者差別解消法、技能実習法、外国人技能実習機構、消費者ホットライン、JICA 環境社会配慮ガイドライン、不正腐敗情報窓口、JBIC 環境ガイドライン	112
* 112	指導原則 2 7 - 3 (2) 我が国は、正当な事例が非司法的仕組みへ提起されることを阻害するようなその他の障壁が排除されることを確実にする措置を講じているか。これには、①紛争当事者間の不均衡への対処、②社会的弱者の集団（女性、先住民族、児童等）における意識の向上、③専門家の助言やその他の支援、④汚職撲滅への取組、⑤人権擁護者の保護等のその他の障壁を排除する措置が含まれる。	日本 NCP、人権相談、労働基準監督官、労働委員会、障害者差別解消法、技能実習法、外国人技能実習機構、国民生活センター紛争解決委員会、JICA 環境社会配慮ガイドライン、JBIC 環境ガイドライン、女性、先住民族、児童	114
* 113	指導原則 2 8 - 1 メカニズムへのアクセスの促進 (1) 我が国は、情報の普及やアクセスの支援等の取組（ガイダンス文書やツール等）をとおり、（内部告発又はプロジェクトレベルの苦情処理の仕組み等）ビジネス主体による苦情処理の仕組みへのアクセスを支援しているか。	内部通報制度に関する民間事業者向けガイドライン	116
* 114	指導原則 2 8 - 1 (2) 我が国は、情報の普及やアクセスの支援といった取組をとおり、（労働組合等の）組織による苦情処理の仕組みへのアクセスを支援しているか。	内部通報制度に関する民間事業者向けガイドライン	116
* 115	指導原則 3 1 - 1 実効性基準との一致 (1) 正当性：我が国は、当該仕組みが手続の利用が見込まれる利害関係団体からの信頼を得ることを確実にする措置を講じているか。	日本 NCP、人権相談、公益通報者保護法、消費生活相談員、国民生活センター	117
* 116	指導原則 3 1 - 1 (2) アクセス：我が国は、当該仕組みが利用可能であることを確実にする措置を講じているか。	日本 NCP、人権相談、公益通報者保護法、消費生活相談員、国民生活センター	118
* 117	指導原則 3 1 - 1 (3) 予測可能性：我が国は、当該仕組みの周知を確実にする措置を講じているか。	日本 NCP、人権相談、公益通報者保護法、消費生活相談員、国民生活センター	119
* 118	指導原則 3 1 - 1 (4) 公平性：我が国は、当該仕組みが公平であることを確実にする措置を講じているか。	日本 NCP、人権相談、公益通報者保護法、消費生活相談員、国民生活センター	119
* 119	指導原則 3 1 - 1 (5) 透明性：我が国は、当該仕組みの透明性を確実にする措置を講じているか（苦情解決に向けた進捗に関する定期的な連絡及び社会的潮流を特定し、対処するための、手続と受理された案件に関する十分な公開情報等）。	日本 NCP、人権相談、公益通報者保護法、消費生活相談員、国民生活センター	120
* 120	指導原則 3 1 - 1 (6) 権利の準拠：我が国は、当該仕組みが権利に適合することを確実にする措置を講じているか（人権に関する懸念を表明する際、苦情が人権に則して考慮されること及び当該仕組みを運用する機関や当局が人権意識を有し、そのような人権が処理される案件とどのように関連するか認識すること等）。	日本 NCP、人権相談、公益通報者保護法、消費生活相談員、国民生活センター	120
* 121	指導原則 3 1 - 1 (7) 継続的な学習：我が国は、当該仕組みの持続的な改善を確実にする措置を講じているか。（当該仕組みの強化を促進するための、苦情の頻度、類型及び原因の定期的な分析に対する国家の支援等）。国家は当該仕組みの実効性を改善するため、運用経験から得た学習を取り入れているか。	日本 NCP、人権相談、公益通報者保護法、消費生活相談員、国民生活センター	121